

第一章 苗字・家紋・屋号

第一節 苗字

苗字の起こり

日本全国で使われている苗字は、現在八万から十万がかぞえられるという。その発祥を明確にすることはできないが、『民俗学辞典』には、家の名は、古くは氏（うじ）ごとに異なっており、神につかえる齋部（いつきべ）、矢を作る職業の矢作（やはぎ）、玉を造る、玉造など代々世襲で受け継がれた技術や職業をあらわしたものや、地名である平郡（へぐり）・阿蘇などをあらわしたものが多くあった。また、少数の奴婢（ぬひ・奴は男、婢は女の奴隸）を除いて、良民のすべてが氏の名をもっていた。苗字はこのように、古くはその家の職業・技術・地名などから起こったといっている。

平安時代初期以来、多くあった氏（うじ）・姓（かばね）も年を経て次第に整理統合されていった。そのころ、一大勢力をもっていた源・平・藤原・橘の四氏が代表的な氏と認められていたが、その家数も多く勢力もあったが、そのためにも区別する必要が生じ、近江の藤原氏は近藤、遠江の藤原氏は遠藤といったような呼び方も起こり、地名を称することが多くなった。

弱小勢力の氏族は、有力な氏族の傘下に組み入れられることで、自らを有利に導き、それが名譽なことでもあった。地方武士団のなかにも、源・平・藤・橘の四姓にあやかると運動をおこしたり、勝手に有力氏族の姓を名のるものまであらわれ、弱小氏族の姓は消えていった。

しかし、日本中が源・平・藤原・橘であったのでは、どこの源氏・平氏であるのか混同をまねくことにもなった。そこで、それを明確にするため、各氏の所領地・住居地名を頭につけて、甲斐源氏・信濃源氏・秩父平氏などを名のつた。郡内領主、小山田氏の出自は桓武平氏秩父流であった。京都の藤原氏一門は早くから分派の家々に、その住地である地名をとって、一条・三条・烏丸などとよび分けていた。

この苗字の家名化は、中世武士団の地方移住、分派にともない、いつそう進行し、それぞれ一族一門の名をつたえつつ、本領である居住地の地名をとって、苗字にすることが通例となっていた。

甲斐源氏の祖、源義清（平安後期）も初領常陸国那珂郡武田郷（茨城県勝田市）の武田をとって、武田冠者を名のつた。また、三浦半島を拠点として勢力をもっていた平氏一派が三浦氏を名のり、さらに惣領家は三浦氏を名のり、その支流はそれぞれ所領名をとって、津久井・佐原・和田などと名のつた。

家のよび名には、「家」に固有呼称として、氏・姓・苗字があり、さらにその通称として、屋号・家名（いえな）・屋敷名などがあり、後者は今でも農山村地帯に多く用いられて、単に同姓の家を区別するばかりでなく、集落内のよび名として、苗字より一般的に使われていた。

近世では町家でも屋号がおもな呼び名であった。このころ、一般庶民の間では苗字を正式に名のすることは許されなかったもので、そのため職業名・屋敷地名・先祖名など、家の特徴で呼び分けられた。

明治三年（一八七〇）九月十九日、維新政府は、平民に苗字の使用を許可することとし、まもなく苗字をつける規

則が定められた。

明治八年（一八七五）二月十三日の太政官布告、第二十二号は、「平民苗字差し許され候旨、明治三年九月布告候ところ、自今必ず苗字相唱え申す可く、尤、祖先以来、苗字不分明の向きは、新に苗字を設け候よう致すべく、此旨布告候事」と達している。

これは明治五年三月八日の、いわゆる壬申戸籍調査で、姓名その他を届け出た際、新しく苗字をつける者が多かったが、徹底を欠いたので、必ず苗字をつけ届け出るようにというのである。

この苗字の届け出に当たっては、潜在的苗字を公にし、また、歴史的由緒をもたどり、祖先のもっていた苗字を名のり、本家・分家・主従の関係をたどって、これにならうもの、また信仰とか地縁、郷名、屋号にちなんだ苗字がつけられ、以来、一般平民の苗字が生まれたのである。

俗説であるが、このころ村の物知りや、寺の和尚に苗字をつけてもらうものが続出し、なかには一部落に全部同じ苗字をつけてしまったという、笑い話が今に伝えられている。

やがて、明治三十一年（一八九八）六月二十一日の戸籍法制定で、苗字は家ごとに固定し、「氏」という法的な「家」の呼称は確定した。これを任意に改めることはできなかった。分家の場合は本家の苗字を称するのが原則となった。

鳴沢村の苗字

鳴沢村の場合、どのようなかたちで苗字が発生したかについては明確にできないが、表が示すように、きわめて同苗字の多いことに気づく。単独苗字（一戸だけ）は三十一をかぞえるのみで、他は二以上で他町村に比べ同苗字の度合いが高いことを示している。特に渡辺・小林・三浦にそれが顕著にみられる。

もっとも多い苗字は渡辺である。鳴沢区に百七十戸、大田和区に百二十一戸の計二百九十一戸をかぞえ、全戸数の

半数以上の五二・七パーセントを占めている。また、大田和区のみでみれば全戸数の六七・二パーセントにあたる。続いて小林は鳴沢区に八十五戸、大田和区に三十四戸、計百十九戸で全村の二一・六パーセントにあたる。これに三浦が五十三戸、佐藤が十七戸、梶原十二戸、清水十一戸、小佐野八戸とつづき、他は二戸以下である。

このように、渡辺・小林・三浦と同苗字の多いことは、同族集団の意味を示し、本家を離れ分家した場合、同じ地域に分家したためであろう。

苗字の由緒

郡内地方には（富士北麓）中・近世を通して武田・小山田・徳川あるいは北条氏につかえた地域豪族、渡辺氏・小林氏がいた。

武田軍団の中には旗本・地方部将に率いられる被官の同心、武士たち以外に衆あるいは党とよばれる集団の武士団があった。富士北麓では小山田衆・西之海衆・九一色衆が代表されるが、衆のもつ意味は論外として、この地域の衆の中に、渡辺・小林の姓が古文獻に多くみられる。

天正十年（一五八二）、壬午の戦いでは徳川方についた、九一色郷本栖の地頭渡辺囚獄佑を筆頭とする九一色衆十七騎があげられる。この九一色衆十七騎は徳川家康に登用されたもので、渡辺治郎左衛門・渡辺五郎兵衛・渡辺次郎兵衛・渡辺但馬らである。

渡辺囚獄佑（嵯峨源氏）は守（もり）といい、通称は源五郎、官名を囚獄佑とし、以後渡辺氏の当主は代々これを襲名した。天正十年武田滅亡後はいち早く徳川家康に帰順し、天正十年七月、家康の甲斐入国の嚮導役（案内役）をとめ、対北条戦では敵の首級十三を討ちとる活躍をした。

一方、北麓東部（忍野・明見・山中方面）に勢力を持つ豪族、渡辺庄左衛門尉は、北条方のさそいをうけている。天

正十年六月、北条氏政は都留郡に侵入を計画、家臣幸田政治に命じ、渡辺庄左衛門尉に武田の旧臣や縁故者を集めさせ、郡内統治の軍備をうながす印判状を与え、攪乱作戦として、一端甲府へ侵入してもよしと下知している。

また、天文二十二年（一五五三）、武田晴信が「西之海衆」に発した文書の中にも（足和田村共有文書）、小林・渡辺の姓がみられる。それは、小林九郎左衛門尉・小林民部左衛門尉・渡辺左近進・渡辺清左衛門尉・渡辺七郎左衛門尉・渡辺右近丞・渡辺縫殿右衛門尉・渡辺弥右衛門尉の渡辺六、小林氏二名である。

高野山引導院の武田家一門の過去帳には本村名「鳴沢」のみえる渡辺源兵衛夫婦の逆修牌がみえる。それには「乱道成禅定門逆修・甲州鶴郡鳴沢渡辺源兵衛・天正十四年七月十五日」、「乱妙春禅尼逆修・甲州鶴郡鳴沢渡辺源兵衛女房・天正十四年七月十五日」とある（『甲斐叢書』所収）。

以上のように富士北麓には中世を通し、渡辺氏一派とみられる氏族が多くみられる。

小林氏については、郡内領上の郷の奉行、小林尾張守一族をあげることができる。永正十七年（一五二〇）、岩殿山円通寺の鎮守、岩殿明神七社権現の堂宇修補の棟札に、「駒一匹、大刀一腰、当郡主護平信有（小山田越中守信有）」とあり、その下に、「駒一匹、太刀一腰、上之奉行、藤原道光」（略）とみえる。

この藤原道光が、小林尾張守道光であり『勝山記』のなかにもその名がみえる。『甲斐国志』は、上の郷の奉行、小林氏の一党として、小林尾張守道光・小林刑部左衛門・小林和泉守（宮内丞・天文五年没）・小林宮内助などの名をのせ、居館跡は船津・松山などを伝えている。

三浦氏については『新編甲州古文書』に、正和四年（一二三二）、三浦介次郎助法の譲状写二通と、三浦清左衛門宛の書状（年不詳）一通がみえる。この文書は旧西湖村（足和田村）市郎兵衛所蔵の文書である。

小沼（富士吉田市）の滝口道庵の文書の中にも「大原地下衆」として、長浜村三浦久兵衛・大嵐村三浦五郎右衛門

の名がみえ、足和田村では三浦氏が村の主流となっている。

日本国内で最も多い苗字をみると、佐藤姓が第二位であり、清水姓も十八位と二十位以内に入っている。郡内に多い佐藤姓は藤原氏の後胤で、加藤氏の分流であるといわれている。加藤氏は石橋山の合戦で敗れた加藤次景廉を太祖とするといわれている。

小山田氏は富士吉田の御師を優遇し、諏訪明神家社家や小山田氏の老臣に所属させ「御師衆」として家臣団に組み入れている。富士山の御師は浅間明神の神職を兼ね、家を宿坊として講中に開放し、祈禱を行い、富士登山期以外には講中の信者の家々を訪問、家内安全、家業繁盛の祈禱を行い神札を配り、初穂の志を受け壇家回りした。御師は教養も高く財力もあったので、小山田氏は武士を兼務する神職として家臣の列に入れた。

上吉田の御師虎屋（幡野氏）所蔵の「吉田御師由緒覚帳」（寛政五癸丑年春二月二十日写）に「佐藤行御家人二人・毘沙門屋左近同伊右衛門」とあり、佐藤行御家人二人は、浅間明神の地主神である諏訪明神の神主を兼帯した佐藤上総介に所属し、小山田氏の配下として軍役に従っている。佐藤氏は諏訪明神の神主としても有名である。

梶原氏も郡内に多い苗字である。河口湖の鵜の島は武田氏時代の流刑場になっていたことが『勝山記』の中にみえる。武田晴信の信州攻めにあつた敗将、知久頼元一族ら八人は天文二十三年（一五五四）十月大原の島（河口湖鵜の島）に流されてきた。これらの捕虜を大原郷の地下衆らが三人ずつ交代番で守った。その地下衆の中に、「船津村、梶原惣右衛門」の名が見える。

『新編甲州古文書』には、富士御室浅間神社文書（勝山村）として四十五通を所収している。これらの文書は、武田信虎・信玄・勝頼・小山田信有・信茂らが神社に発給した、太刀・具足・馬などの寄進状や願文などであるが、四十五通のうち十三通に小佐野越後守の名がみえる。

小佐野氏は富士御室浅間神社の神主であった。郡内にはこの流れをくむ社家の小佐野氏ほか、地域としては忍野村・富士吉田市・河口湖町に多い苗字である。

以上のほか、郡内地方には、河口浅間神社の御師、宮下氏や小俣氏などが多くみられる。

このように、中世以来この地域には渡辺氏・小林氏・三浦氏・佐藤氏・小佐野氏などの苗字が多かったことを示し明治維新になって村民に苗字をつけることが義務づけられると、このように地域に由緒深い苗字にあやかって、村民がこぞって渡辺・小林・三浦などの苗字をつけたのであろう。

大正五年（一九一六）調査の『若尾資料』では、本村の苗字として、「渡辺・小林・小俣・三浦・佐藤・梶原・清水・小佐野・稲田・田中・柴原・中島」の十二氏があげられているが、現在では「柴原・中島」の二氏は該当がない。現在では四十四の苗字がみられるが、大正五年以来約七十年の間に三十二氏が増えたこととなる。

鳴沢村に限ってみると渡辺・小林・三浦の三氏はほとんどが同族関係にあることから、五十年・百年と経る間に本家から分家へ、またその支脈が同苗を名のつたため、同苗字の多い原因となったのであろう。

鳴沢地区組別苗字分布一覽

組	渡	小	三	佐	清	水	梶	原	小	そ	合
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	の	計
一八	一三	一三	一	四						桑原・中村・倉沢・清宮・木下・田中・各一	四〇
三〇	一三	三	三	一	二					中生加一	二九
一三	一三	一	六	三						伊賀上・一	三三
一三	八	二			二					高木・沖松・萩原・各一	二八

イツケ

本村のイツケシユウは「イツケシユ」ともよばれ、血縁、同族ないしは親類、親戚の同族集団である。イツケすなわち「一家」である。

イツケはオオヤと分家（ブンケ）の組み合わせが一単位であり、それはオオヤから第一分家へ、第一分家は次代にはオオヤとなり分家をだすかたちで直角三角形に斜面と底辺を拡げている。第一分家は一家のみの場合も数家の場合もある。イツケは家を中心とする思考だから、他家から入ってきた嫁のような場合は、その実家と婚家とは単なる姻族関係があるだけでイツケは成立しない。したがって他家へ嫁した娘はイツケではない。いうならば個人でイツケに加入することはない。家、しかも血縁があることでイツケは成立する。

これが原則であるから、苗字、つまり姓は同姓である。共同の苗字神を持つのである。

本村の場合をみると、鳴沢と大田和では大きな差がみられる。鳴沢の場合、その組織は同姓集団であるが大田和では異姓との組み合わせが見られる。

苗字神については鳴沢の場合春日神社境内にそれぞれの祭神祠をもっている。大田和の場合は八幡神社へ合祀されている。ただし、明治初年まではそれぞれの苗字神があつたとされている。

鳴沢でも大田和でもいわゆる古い家は生活上の、地の利の良い場所にあることは当然で県内各地とも通有する原則である。オオヤが分家をだす第一の例は、長男を家に置き、二男以下を分家させるのが原則だから、その分家は生活が可能な限り、オオヤに近い生活条件のよい地を与えている。

しかし、これはすぐ限界に達し百年もすると飽和状態になり新開地を求めることとなる。この推移は鳴沢も大田和も同様で、試みにオオヤと分家を地図上に求めると歴然とするのである。これは墓地、すなわち埋葬地についても同

様である。しかし大田和の場合は、イツケはイツケ以外の埋葬地へは埋葬できない。大田和のイツケは、イツケの中に死者がでると、イツケだけで死者の送葬用のカザリモノ、紋付けなどを行う。イツケ以外の近隣の組員が埋葬のための穴掘りをする。

大田和のイツケが、もつともイツケの姿をとどめているのはこの埋葬地である。イツケの埋葬地が、大別すれば十二ブロックに分けられて、それが共同墓地として大きな区域を占めている。一ブロックは一イツケであるから、死者はそのブロックのなかの未埋葬地あるいは歳月の経過した古い使用地へ埋葬するのである。

イツケのなかの一家、すなわちイツケの構成員の一家としての墓域は持たない。したがって夫婦といえどもときに同穴として埋葬ができない場合もありうるのである。

大田和のイツケはこの墓制にみられるように外形上からも確認できるのである。

また、大田和のイツケは、イツケごとの名称を存続している。何某イツケ、あるいは古くからの何々講の名によるイツケとがあり、その名称はそのままイツケの歴史を伝えているものと考えられる。

鳴沢でのイツケの名称は大田和のように歴然とはせず潜在化しているものようである。

イツケは、イツケの苗字祭りする。これは前記の苗字神の祭祀と必ずしも一致しないようである。祭祠の場合と、祭神等を掛け図にして当番制で行う場合など便宜であった。しかし、鳴沢地区で現在行っているイツケは少ないという。また、代表者、つまり主だった者だけの祭りになっている例もみられる。

大田和ではほとんどのイツケが現在でも「日待ち」として行っている。これを「イツケマチ」と呼んでいる。内容的にはさまざまで、春の彼岸ごろ、集まったり、旅行したりで型態は変化している。集まる場所もオオヤとか、当番の家は少なく、料亭などの施設を利用する例が多いという。

イツケの発生は、一族の相互扶助であつたり支配、被支配の関係であつたりして自然発生的なものとされている。現在の、村のイツケにはそれらの部分はみられず、単なる友誼組織としかとらわれていない面もみられる。経済的な保護、被保護の関係は全くみられず、あつてもそれは親族ないしは親族内の個人的関係としてうけとめられているようである。

なお、本村では分家にとってはオオヤというのは直上のオオヤというのが通常で、オオヤのオオヤを“オオオオヤ”すなわち“大オオヤ”とはよんでいない。その場合でもオオヤとよんでいるから、さかのぼればオオヤの原流はその血族の始祖に求められることとなっている。

イツケの現状

鳴沢のイツケは、大分類すると六、七グループに分けられる。一グループはさらに分家をオオヤとする第二段階、第三段階になるから最大グループは二百余家となる。最小は一グループ十余家である。

鳴沢でイツケに組みこまれていない家は限られた家だけである。たとえイツケという組織を知らなくても大局的にはそのイツケに組み込まれているようにみえる場合がある。

このようにみると鳴沢は小分類五十に近いイツケがみられる。

しかし、これは戦前、すなわち昭和十年ごろのかたちでの認識で現在ではイツケの姿は消えつつある。

大田和では、前記した“イツケマチ”が行われているので本質的には変化しても、墓制に見られるようにイツケが認識されているといえよう。現在は数グループの大分類と十数グループの小分類とがあるとしている。大田和では村から出るとイツケから自動的に脱退することとなっている。異姓が同一グループに属している理由は判然としていない。しかし全く無縁の者が加わっている例もあるといわれるが明らかではない。

以上みてきたように、本村のイッケは大田和の墓制を代表的とし、ある意味での葬式組となつていともいえるのである。

鳴沢の葬式では、特にイッケの役割は特定していない。

第二節 家紋

家紋のおこり

平安時代の絵巻物語をみると、調度品や衣装、牛車（ぎっしや）の屋根、側面などに唐草・窠（か・木瓜）・亀甲・蝶・孔雀などの模様が美しくえがかれている。はじめはこの模様は装飾的なものであつたが、同じ模様を繰りかえしているうちに、いつかその家のしるしとみられるようになり、また、意識してそれを使うようになった。

これらが公家などの古い儀式などを通して、代々その「家」に伝えられ、その家と結びついてやがて家紋となつたといわれている。

後鳥羽上皇は、菊の花をこよなく愛され、日常身の回り品に菊花をあしらつた紋様を多く用いられた。後にこれが皇室のしるしになつたといわれている。

『平治物語』の待賢門戦の条に、「平家は赤はた赤しるし、日にえいじてかがやきけり。源氏は大はたこしはた皆おしなべて白かりける。風に吹きみだれ、いさみすめる有さまは、誠にすさまじくこそ覚えけれ」とみえる。源氏が白旗、平氏が赤旗とそれぞれ使い分けたが、この場合単なる色分けにすぎなかつた。

それは、戦場で一族郎党が団結するための旗印として、また、敵・味方の識別をはつきりさせるための標式でもあ

った。

武家の棟梁、源・平両氏は旗の目印に色彩を使っただけで家紋を用いることはなく終わったが配下の武士の間では旗に図柄を描いて目印としていたものがあつた。それは桓武平氏、武蔵七党の児玉氏であつた。児玉氏は旗に団扇（うちわ）を圖案化し、自己の目印としていた。後年、児玉氏はこの旗の目印を家紋として使つた。

公家の紋章は、保元・平治のころには成立したが、武家の紋章はこのように、一、二のごくわずかな例を除き、鎌倉期以後であるといわれている。しかし、その発達は早く、鎌倉中期には武士全体に普及し、家紋をもつようになった。これは鎌倉幕府創立以後、奥羽の役・承久の乱・文安・弘安の役といった戦いが相次いだためだという。

やがて、全国の土豪が大戦にのぞむとき、それぞれ一門の旗を押し立て、家紋を染めぬいた陣幕を張りめぐらし、氏・苗字を明らかにし、本陣の場所を味方に明確にしておいた。当然図柄も簡単明瞭であることが要求され当初は苗字のかしら文字や、一、二、三の数字、井や〇のように簡単なものであつた。

一三三六年（延元一・建武三）、足利尊氏が京都室町に幕府を開いたころ、公家・武家の間に紋章の影響があつた。後醍醐天皇は尊氏を信任し、桐の紋章を下賜した。しかし、尊氏は天皇にそむくことになつた。

天皇は政権回復のため諸国の武家によびかけた。このとき、いち早くはせ参じたのが、楠正成で、天皇に忠節を尽くし大功があつたとして、皇室の紋章である菊花の二分の一に当たる「菊水の紋章」を正成に下賜した。以来、朝廷や公家で用いていた紋章が武家社会の間に普及することになつた。

戦国期に入ると、戦場での紋章の効用は、戦法がかつての一騎討ち的な小規模戦法から、敵・味方とも大軍をもつてする集団戦法に変化したことよつて、旗、のぼり、陣幕だけでなく、馬印にまで立体的な標識が生じ、なるべく目につきやすい、奇抜なものが選ばれるようになった。

一方、これらの武家の間には、武力によって大国の領主となるものもあつたが、自家の家系の明らかでないものが多くいた。そのため家の格式を保つ必要上、そのための家系の出所をかつてに決めるものまであらわれた。たとえば、源氏の嫡流、何代の末流というようなことを言つて、その紋章を自家の紋章にきめつけることもさかに行われた。

武田信玄の用いた軍旗には、有名な孫子の旗（風林火山）・諏訪明神旗があるが、この旗には家紋はついていない。大和村棲雲寺所蔵の赤い軍旗は、赤いラシャ布製で、武田の家紋（武田菱）が、上部に鹿の皮で縫い取りしてあり、非常に鮮やかである。

また、馬標旗（うまじるしき）は、絹の赤地に、黒の花菱の紋章が縦に三つならんで染めぬかれている。武田信玄が出陣のおりには、かならず馬前にこの旗を立て標識にしたという（塩山市・雲峰寺蔵）。

塩山市の菅田天神社所蔵の国宝・楯無鎧（たてなしのよろい）は、甲斐源氏の祖、新羅三郎義光以来、御旗とともに武田家惣領職に引き継がれ、家重代の神宝として尊崇されてきた。この鎧は平安時代のもつとも古い形が残され、甲（かぶと）の飾り金具にあざやかな花菱の紋が打たれている。この花菱の紋は武田家の家紋でもある。

江戸時代になり、世間が平和になると、かつて戦塵で磨かれた紋章は、その血なまぐさい塵をぬぐつて、秩序維持と、礼法、威儀など装飾的意義を多分にもつようになつた。そのために図柄に工夫をくわえ、丸形や角でまわりを囲つたり、素朴な紋様からしだいに芸術的操作が加えられるようになった。

万事がはなやかな元禄時代を迎えると、衣装をきそい、紋章も衣服の装飾用に利用され、庶民は武士をまね、思いおもいに紋章を作つた。幕府も町人、一般庶民に苗字、帯刀は許さなかつたが、紋章には寛大であつた。

さらに進んで、芸能・花柳界でも家紋は大いに利用された。歌舞伎役者の市川団十郎は三桝（みます・さんしょう）

の紋章つきの歌舞伎衣裳で、大みえをきり客席をわかせた。沢村宗十郎は「丸にいの字」の紋章を使った。

家紋のまったく必要性のなかった一般庶民も、このような役者風俗をまねて、衣服に紋章を用いるようになり、一般にも定着していった。

鳴沢村の家紋

鳴沢村にもっとも多い家紋は、丸に三つ星一文字で、「三つ星紋」という。中国ではこの三つ星を「三武」または「將軍星」といつている。どちらも勇ましく、尚武的である。この名称と形の簡単明瞭さが武人に好まれ、武家の家紋に多く用いられた。しかし、この紋章もはじめは衣服の文様であったものが、家紋に転化していったものである。

この紋章は三つの星(丸)を品の字形にならべたのが原形で、さらに三つの星の上下に数字の「一」をつけたものがあり、その紋章のよび名は、上に一がついたものを「一文字三つ星」、下についたものを「三つ星一文字」とよんでいる。

この二つの紋章はいずれも三つ星が本体であって一文字は省略しても、星を略すことはできない。一文字はいわゆる添えものである。それではなぜ一文字を加えたかという点、武士の誇りとする、一番乗り、一番槍というゲンのよい「一」を三つ星に加えたものだという。本村のばあいは、下に一のついた「三星一文字」である。また、この紋章を使った武家は渡辺氏である。

『見聞諸家紋』によると「三星紋」を、本郷・渡辺・饗場の三氏の紋とし、「一文字三つ星」を渡辺・永井・毛利・竹藤・萩氏らの家紋としている。元来、「一文字三つ星」は大江一族の紋章であるが、小笠原流の仁賀保・打越の両氏も使っている。

「三つ星一文字」は、嵯峨源氏流の渡辺氏の代表紋であり、同流の間瀬氏や、清和源氏の愛知氏が用いていた。こ

こで注目されるのは、嵯峨源氏流の渡辺氏が「三つ星一文字」を代表家紋としてしていることである。

苗字の項でも述べたが、九一色郷本栖の地頭、渡辺ひとせのすけ囚獄佑の出自は嵯峨源氏であり、内舎人うちどおり（帯刀し朝廷の宿衛や雑務に従う官人）渡辺綱の後裔といわれている。『甲斐国志』は渡辺氏・「家系ニ内舎人綱十六世源次知武田家ニ仕へ左京亮ト称ス福島乱入ノ時功アリ其子源次豊後ト称ス駿州大宮ノ城ヲ守リテ功アリ元龜元年午七月十日五拾貫文ノ印書ヲ賜ヘリ其男源五郎守囚獄佑ト称ス天正四年勝頼ノ朱印ヲ家蔵ス」と伝えている。この渡辺氏の紋章も「三つ星一文字」であり、本村の渡辺氏の紋章もこの影響が多分にあつたことと考えられる。

ついで多い紋章は小林氏の「五三の桐」である。「桐一葉落ちて天下の秋を知る」。皇室の御紋の桐というよりも、豊臣家紋として、大閤桐のあわれさをうたった歌である。桐を皇室の紋章としていつごろから使われたかについては判然としないが、菊家紋と同様、鎌倉時代後期に紋章化されたともいう。

桐紋を用いた武家も多くいた。皇室の御紋である桐紋が武家にどうして多かつたか、それは、御醍醐天皇が足利尊氏に下賜したこと、織田の跡を継いだ豊臣秀吉は「豊臣」の姓を賜ると同時に、桐紋が下賜された。これも朝廷からであり、尊氏・秀吉も家臣の多くに「桐紋」を与えている。

本村では小林氏以外に、渡辺氏が二十戸、清水氏四戸が「五三の桐」を用いている。

つぎに多い紋章は、三浦氏の「丸に三つ引き」紋である。これは正しくは「引両」（ひきりょう）といい、現在ではこの引両紋は丸の内とか、輪かくがあるが、これはごく近代のことで、古くは輪かくはなかつた。

この丸の中に横に一本引き、二本引き、三本引きなどの線が「引両」の名前であり、「両」というのは線のことである。一説には「霊」のあて字であるという。この「引両」紋は、公家では舟橋をはじめ、武家では足利・新田氏といった歴史上有名な氏、三百氏以上が用いていた。

佐藤氏の家紋は「下がり藤」がそのほとんどを占めている。この紋章は藤の花と葉が図形化されたものであり、奈良時代にはすでに文様化され、平安期には衣服の文様に競ってこれがいられれた。

藤の紋章がいつころから家紋に使われるようになったかは不明であるが、一説には平安初期の藤原冬嗣が「藤原氏長者の紋」としたのがはじまりだといわれている。

家紋として「藤紋」を用いた公家は、九条・一条・醍醐・正親町ら七家があげられ、武家では藤原秀郷流の佐藤・内藤・武藤・近藤ら「藤」のつく姓氏に多くみられる。本村でも佐藤氏のほか「藤」のつく齊藤・遠藤氏が下がり藤を用いている。

梶原氏の家紋は、「丸に並び矢」である。矢弓・は鉄砲が伝来するまでは、一級の武器であった、弓が鉄砲ならば、矢は鉄砲玉である。矢筈（やはす）・矢柄（やがら）・羽・鎌（やじり）からできている。矢といえはこの四つが完備しているものを言うが、紋章はその点あいまいである。矢紋を細かく分けると、矢紋・矢羽紋・矢筈紋・鏑（かぶら）矢紋など種々の呼称でよばれている。










徳川時代を通して矢紋、矢羽紋を用いた武家は多く、清和源氏、義家流の松平・深溝、平氏支流の太田氏、藤原氏支流の矢部氏など四十氏に及んでいる。

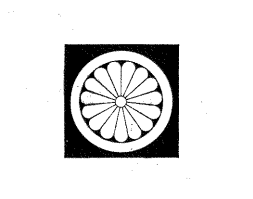
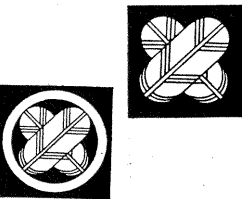
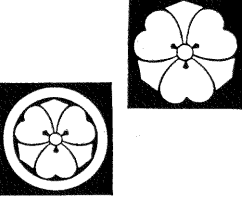
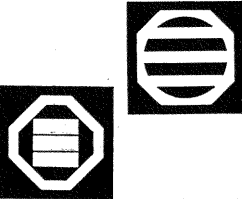
清水氏の家紋は「五三の桐」四戸、「隅切角に三つ引き」三戸、「丸に笹りんどう」二戸、「丸に菊の花十五花卉」二戸となっている。五三の桐は小林氏の家紋で説明したが、「隅立て折敷に三つ引き」は、三浦氏の三つ引きの「丸」が、「隅立て折敷（八角）」となり、三浦氏の紋章ににている。

「丸に笹りんどう」はりんどうを紋章化したもので、文様としては平安朝から用いられ、文様から家紋に転じたものである。「笹りんどう」は源氏の紋章といわれているが、これには異論もあるようだ。

陰鶴の丸	鶴の丸	下がり藤	陰下がり藤	丸に三つ星一文字	渡辺星
小林 3		佐藤 16 齊藤 1 遠藤 1		渡辺 212	
丸に笹龍胆	笹龍胆	丸に並び矢	並び矢	丸に五三桐	五三桐
清水 1 石川 1		梶原 8		小林 78 渡辺 20 清水 4	
丸に並び鷹の羽	並び鷹の羽	丸に三つ柏	三つ柏	丸に三つ引き	三浦三つ引き
梶原 1		小佐野 5 田中 1		三浦 45	

第一章 苗字・家紋・屋号

<p>丸に 立ち梶の葉</p>	<p>丸に三階菱</p>	<p>丸に 一文字三つ星</p>
<p>立ち梶の葉</p>  	<p>三階菱</p>  	<p>長門三つ星</p>  
<p>神田 1</p>	<p>小林 1</p>	<p>萩原 1</p>
<p>丸に抱き茗荷</p>	<p>丸に九枚笹</p>	<p>上がり藤</p>
	 	
<p>清宮 1 伊賀上 1</p>	<p>桑原 1 丸山 1</p>	<p>能谷 1</p>
<p>丸に沢潟に水</p>	<p>丸に蔓柏</p>	<p>丸に割菱</p>
	<p>蔓 柏</p>  	 
<p>田中 2</p>	<p>小池 1</p>	<p>倉沢 1</p>

丸に根笹	丸に菊花15花卉	丸に 違い鷹の羽
		
鳥居 1	清水 2	小俣 2 梶原 1 吹野 1
丸に橘	丸に釘抜き	丸に剣片喰
		
飯室 1	中生加 1	小林 5
丸に四つ目もっこく	丸に違い矢	折敷に三文字
		
吉村 1	梶原 1	清水 3 小林 1

稲 田	丸に三ツ星
	
稲田 1	阿部 1
丸に立ち四つ目	丸に沢潟
	
高村 1	木下 1
	那須藤
	
	中村 1

小佐野氏の家紋は丸に三つ柏である。柏紋をすべてあげると数十種に及ぶ。柏は「かしわ餅」を包んだ葉のことで、わが国では古くからこの柏の葉を食器がわりに使用した。神饌（しんせん・神に供えるもの）もこの柏の葉に盛つて神前に供えた。このように柏の葉は神聖視され、柏紋が神官に多いのもこのためであるという。

第三節 屋 号

はじめに

人には名まえがあり、土地には地名がある。家にもそれなりの名まえ、呼び名があつてもよい。すなわち屋号、家印・呼び名がそれである。屋号は江戸時代から呼びならわされてきたが、やがて苗字よびにかわり次第にすたれていった。

屋号・呼び名は苗字帯刀が許されなかつた時代、庶民の生活の知恵でつけられたもので、家の代名詞として広く使われ、祖先の格式や職業、その家の屋敷位置などを伝えているものが多い。

『民俗学辞典』には、屋号はイエナ・カドナなどともいい、本来は屋敷を含めた住居につけられた呼称で、家の苗字とは異なり、一血統一苗字の家々が多い村で、相互に呼び分けるためにも屋号が必要であり、古くは京都の藤原の家々が、一条・九条・近衛・鷹司などと呼び分けられたのも、この必要性から生まれた。屋号の成立ともみられる、といい、三河山地から天竜川流域の村々の屋号を次のように分類している。

一、位置方角によるもの（オク・ハナレ・ムカイ・キタ）

- ニ、地形によるもの（タイラ・ホツ・サワグチ）
- 三、家屋の構造、材料によるもの（イタヤ・クラヤ）
- 四、家印によるもの（ヒシヤ・カギヤ・ササヤ）
- 五、家の祭神によるもの（ダイミヨウジン・オウジ・シヤグジ）
- 六、家の格式・本・分家関係によるもの（イチヤシキ・オヤケ・モン・アラヤ・シンヤ・インキョ）
- 七、職業や村内行事の任務によるもの（カジヤ・コウヤ・タイフ・トウヤ）
- 八、出身地によるもの（イヅヤ・ヒダヤ）

一村内で屋号を区分できる特徴をそなえていることに気づく分類である。これらの特徴をもった屋号は、一村に限らず隣村にもしばしばみられるといい、屋号の使われる土地で屋号のない家は新来者であることが多いという。

屋号は地域によつてすべての家が使用している所もあり、またこれを使わず苗字なり別の通称なりで家々を呼び合うところもある。たとえばある時代その家の主人の名である太郎兵衛・源太などと呼んだり、もつとアダナに近い呼び方もした。

鳴沢村の屋号・呼び名

本村では屋号・呼び名も年を追って衰退し、それを呼び合うことも少なくなってきたという。去る二月初旬に全村の協力を得てアンケート調査を行ったが、その回収率は約八〇％に達した。それによると、『民俗学辞典』がいう、屋敷位置・家屋構造・地形・本家・分家・職業などから生まれた屋号・呼び名・家印など百四十余件をかぞえることができた。

これらを大きく分類すると、新旧は別として職業からつけたと思われる屋号・家印がもつとも多くみられた。その中で古いと思われるものにカジヤ・オケヤ・マゲヤ（地域に古くからあった曲げ物）・繭屋がある。

方向や地名・位置的な呼び名に、ウエノエエ(上の家)・オキノエエ(奥の家)・モリシタ(森の下)・ヨコミチ(横道)・ヤマミチ(山道)・ウエノカバラ(上の桑原)・カワド道(川登道)・ハラ(原)などがあげられる。また家の向きからきたものにヨコヤ(横屋)がある。鳴沢村では南向きの家が普通であるが、東に向いた家のことで屋号がヨコヤとなったという。

「本家・分家」など、主従関係をあらわしたものに、オオヤ・シンヤなどの呼び名が多い。

本村には同苗字を名のる、渡辺・小林・三浦・佐藤が多くその主流をなしている。そのためそれらの家々を呼びわけるには、むかしはオキノエエのだれだれさん、オオヤのだれだれさんなどと呼んでいたが、現在では屋号や呼び名はほとんど使われず、名まえ(太郎・二郎)で呼びわけるのが主であるという。

まれに同姓同名のものがあるばあい、その人の体の特徴などで呼び分けている。たとえば、小林ツル子さんが二人いたとすると、体の大きい方を「オオツルサン」、小さい方を「コツルサン」と呼ぶなどである。

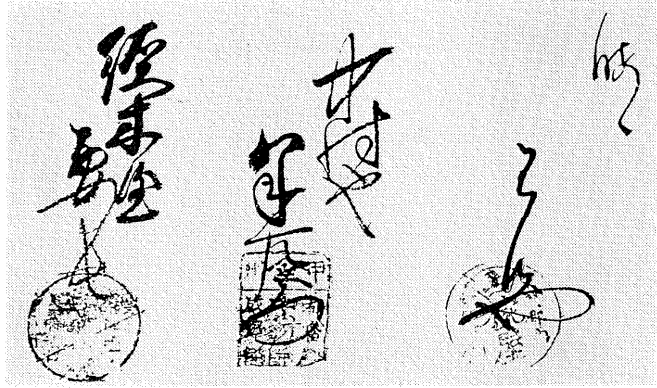
戦後、これらの屋号・呼び名も特定の地域を除いてはその名残りをとどめる程度に、年を追って衰退していくのが現状である。鳴沢村でもその傾向が強い。

屋号・呼び名・家印

方向や位置を表す呼び名	本家・分家を表すもの	商売や作業内容を表すもの	その他の
ウエノエエ(上の方の家) オキノエエ(奥の家) ウエムラ(村の上)	オオヤ シンヤ 桑原新宅	中村屋・(源)富士本屋・松鶴・(企)オダ イジン)・(平)水上園・(丸)ヨシノヤ・丸 天屋・(田)企・丸崎屋・フジヤ・西村	ヨコヤ(家の向きを表したもの)
	8		
	5		

以上が現在の鳴沢村の屋号であるが、古いものとしては、渡辺泰一家文書の中に商取引の仕切帳や領収書にそれが見られる。本村は経木の生産が行われていたが、天保十一年（一八四〇）十一月七日の「経木薄板仕切帳」に「経木屋要七」の屋号がみえる。また表紙だけの仕切帳が残されているが、それには中村や半左衛門とあり、「甲州都留郡成沢郷傘中村屋」の印が押してある。年号は文久三年（一八六三）正月とみえる。もう一つは領収書にみえる屋号

モリシタ（森の下） ウエノカバラ（上桑原） カワドミチ（川登道） ウエバヤシ（上林） ヤマミチ（山道） ヨコミチ（横道） ハラノエエ（原の家） カワハラ（河原）	モモノキ
（空欄）	（空欄）
屋・㊦・中邑屋・中田屋・㊧・上村屋・カジヤ・㊨・㊩・㊪・若葉屋・藤屋・㊫・㊬・ミナモトヤ・タテグヤ・㊭・三好屋・㊮・原村屋・オケヤ・やまと屋・東信・㊯・米沢屋・蜂屋・庭富士・㊰・天・たばこや・ミズモトヤ・㊱・㊲・㊳・柳屋・㊴・江戸屋・㊵・マルイチ工業・㊶・辰巳屋・㊷・上本屋・渡石・㊸・東屋・カイシヤ・㊹・㊺・入田屋・ふじ屋・㊻・清水屋・中野屋・㊼・カネノヤ・㊽・揚屋・七福屋・㊾・㊿・大黒屋・食・㊽・㊾・㊿・上・㊽・ツルマツヤ・㊽・キクヤ・㊽・㊾・カブキ・㊽・㊾・㊿・オケヤ・㊽・㊾・㊿・全・㊽・㊾・㊿・久野屋・㊽・㊾・㊿・長上・モジヤ・川上屋・㊽・㊾・㊿・吉田屋	（空欄）



左から経木屋要七・中村屋半左衛門・わんやの屋号

で「わんや」とあり、印は「甲州郡内田椀屋」とあるので器（うつわ）のワンの取引領収書であろう。